

## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

内閣府男女共同参画局長  
岡田 恵子

令和5年3月6日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
別紙の通りです。なお、本請求は個人の法令の研究活動の一環としてお願いしているものです。  
(別紙)  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（2023年2月24日閣議決定：内閣府本府）に関連して、内閣法制局に提出された行政文書（例：内閣法制局御説明資料）のうち内閣法制局に対する説明資料(\*)。  
(\*) 法案に係る法的論点について内閣法制局の審査のためにまとめられた行政文書（法律案、理由、新旧対照条文、用例集、参照条文及び読替表を除く。）のこと。各省庁により呼称は異なります。内閣法制局に提出された最終版のみで差し支えありません。
- 2 開示する行政文書の名称
  - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案御説明資料（令和5年1月）
  - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案修正点について（令和5年2月）
- 3 不開示とした部分及びその理由  
なし。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。